



栃木県公報

平成27年
6月30日(火)
号外
第47号

目 次

条 例

○栃木県薬物の濫用の防止に関する条例の制定	5
○鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理	10
○住民基本台帳法に基づく本人確認情報の提供及び利用に関する条例等の一部改正	11
○栃木県手数料条例の一部改正	12
○栃木県個人情報保護条例の一部改正	13
○栃木県県税条例等の一部改正	15
○養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正	20
○児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正	21
○食品衛生法施行条例の一部改正	22
○栃木県建築基準条例の一部改正	22

本号で公布された条例のあらまし

◇栃木県薬物の濫用の防止に関する条例の制定（栃木県条例第31号）

薬物の濫用の防止に関し、県、県民及び事業者の責務を明らかにし、薬物の濫用の防止に関する県の施策の基本となる事項を定めるとともに、必要な規制を行うこと等により、薬物の濫用による保健衛生上の危害の発生及び拡大を防止するため、次のとおり条例を制定することとしました。

- 1 定義（第2条関係）

この条例における「薬物」の意義を定めることとしました。
- 2 県、県民及び事業者の責務
 - (1) 県は、薬物の濫用の防止に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有することとしました。（第3条関係）
 - (2) 県民は、薬物の濫用の危険性に関する知識と理解を深め、薬物の濫用を防止するよう努めなければならないこととしました。（第4条関係）
 - (3) 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、薬物の濫用の防止に努めるとともに、県が実施する薬物の濫用の防止に関する施策に協力するよう努めなければならないこととしました。（第5条関係）
- 3 基本計画（第6条関係）

知事は、薬物の濫用の防止に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、薬物の濫用の防止に関する基本的な計画を定めるものとする事としました。
- 4 薬物の濫用の防止に関する基本的施策
 - (1) 推進体制の整備（第7条関係）
 - (2) 調査研究の実施等（第8条関係）
 - (3) 情報の収集等（第9条関係）
 - (4) 教育及び学習の推進（第10条関係）
 - (5) 相談体制の充実等（第11条関係）
 - (6) 依存症治療の充実等（第12条関係）
- 5 知事指定薬物の指定（第13条関係）
 - (1) 知事は、興奮等の作用を有する蓋然性が高く保健衛生上の危害が発生するおそれがある薬物のうち、県の区域内において現に濫用され、又は濫用されるおそれがあると認めるものを知事指定薬物として指定することができることとしました。
 - (2) 知事は、(1)の指定をしようとするときは、あらかじめ、栃木県薬物指定審査会の意見を聴くものとする事としました。
- 6 製造等の禁止（第15条関係）

何人も、正当な理由がある場合を除き、次に掲げる行為をしてはならないこととしました。

- (1) 知事指定薬物を製造し、又は栽培すること。
- (2) 知事指定薬物を販売し、授与し、又は販売若しくは授与の目的で所持すること。
- (3) 知事指定薬物を販売又は授与の目的で広告すること。
- (4) 知事指定薬物を所持し、購入し、譲り受け、又は使用すること（(2)に該当する場合を除く。）。
- (5) 多数の者が集まって知事指定薬物をみだりに使用することを知って、そのための場所を提供し、又はあつせんすること。

7 警告（第16条関係）

知事は、6に違反した者に対し、警告を発することができることとしました。

8 製造等の中止命令等（第17条関係）

- (1) 知事は、7の警告（6の(5)に係るものを除く。以下同じ。）に従わない者に対し、知事指定薬物の製造、栽培、販売、授与、所持、広告、購入、譲り受け若しくは使用の中止（以下「知事指定薬物の製造等の中止」という。）を命じ、又は期限を定めて知事指定薬物の回収若しくは廃棄その他必要な措置をとるべきことを命ずることができることとしました。

- (2) 知事は、次のいずれかに該当するときは、6の(1)～(4)に違反した者に対し、7の警告を発することなく、知事指定薬物の製造等の中止を命じ、又は期限を定めて知事指定薬物の回収若しくは廃棄その他必要な措置をとるべきことを命ずることができることとしました。

ア 薬物の濫用による保健衛生上の危害の発生及び拡大を防止するため緊急を要する場合において、7の警告を発するいとまがないとき。

イ 6の(1)～(4)に違反した者が過去に7の警告を受けたことがあるとき。

9 緊急時の勧告（第18条関係）

知事は、興奮等の作用を有する蓋然性が高く保健衛生上の危害が発生するおそれがある薬物の濫用により、保健衛生上の危害が発生し、又は拡大するおそれがあると認めるときは、当該薬物を知事指定薬物として指定する前に、当該薬物を製造し、栽培し、販売し、授与し、所持し、販売若しくは授与の目的で広告し、購入し、譲り受け、又は使用する者に対し、その行為を中止し、又は当該薬物の回収若しくは廃棄その他必要な措置をとるべきことを勧告することができることとしました。

10 広域規制製品の届出（第19条関係）

- (1) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律に規定する生産及び流通を広域的に規制する必要があると認める物品（以下「広域規制製品」という。）を所持する者は、薬物の濫用による保健衛生上の危害の発生及び拡大の防止に支障を及ぼすおそれがない場合を除き、当該広域規制製品の名称、数量等を知事に届け出なければならないこととしました。

- (2) 知事は、薬物の濫用による保健衛生上の危害の発生及び拡大を防止するため、(1)の届出を行った者に対し、当該広域規制製品を使用しないよう要請するとともに、必要な助言又は指導を行うものとする事としました。

11 立入検査等（第20条関係）

知事は、この条例の施行に必要な限度において、6の(1)～(5)に掲げる行為を行い、若しくは行った疑いのある者に対して、必要な報告をさせ、又はその職員に、知事指定薬物若しくはこれに該当する疑いのある物（以下「知事指定薬物等」という。）を業務上取り扱う場所その他必要な場所に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、関係者に質問させ、若しくは知事指定薬物等を、試験のため必要な最少分量に限り、収去させることができることとしました。

12 栃木県薬物指定審査会（第21条関係）

知事指定薬物の指定に関する事項等について調査審議させるため、栃木県薬物指定審査会を置くこととしました。

13 罰則（第23条～第26条関係）

6の(1)～(4)に違反した者、8の命令に違反した者又は11の立入検査を拒む等した者に対する罰則を設けることとしました。

14 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとしました。ただし、6～11及び13は、平成27年10月1日から施行することとしました。

◇鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理（栃木県条例第32号）

- 1 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律等の一部改正に伴い、次の条例について所要の規定の整備をすることとしました。

- (1) 栃木県手数料条例(別表第1関係)
- (2) 栃木県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例(別表第1関係)
- (3) 栃木県県税条例(第161条関係)
- (4) 鳥獣保護区等に設置する標識の寸法を定める条例(本則関係)

2 この条例は、公布の日から施行することとしました。

◇住民基本台帳法に基づく本人確認情報の提供及び利用に関する条例等の一部改正(栃木県条例第33号)

1 住民基本台帳法の一部改正に伴い、次の条例について所要の規定の整備をすることとしました。

- (1) 住民基本台帳法に基づく本人確認情報の提供及び利用に関する条例(第1条～第5条関係)
- (2) 栃木県手数料条例(別表第1及び別表第2関係)
- (3) 栃木県個人情報保護条例(第48条関係)

2 施行期日等

- (1) この条例は、平成27年10月5日から施行することとしました。
- (2) 所要の経過措置を規定することとしました。

◇栃木県手数料条例の一部改正(栃木県条例第34号)

1 建築士法の一部改正に伴い、建築士事務所登録申請手数料の額を引き上げることとしました。

2 所要の規定の整備をすることとしました。(以上別表第1関係)

3 施行期日等

- (1) この条例は、平成27年7月1日から施行することとしました。
- (2) 所要の経過措置を規定することとしました。

◇栃木県個人情報保護条例の一部改正(栃木県条例第35号)

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号利用法」という。)の施行に伴い、実施機関が保有する特定個人情報の保護のために講ずべき必要な措置を定めること等のため、次のとおり改正することとしました。

- 1 条例における「特定個人情報」、「保有特定個人情報」、「特定個人情報ファイル」及び「情報提供等の記録」の意義を定めることとしました。(第2条関係)
- 2 実施機関は、人の生命、身体又は財産を保護するために必要がある場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるときを除き、特定個人情報(情報提供等の記録を除く。以下同じ。)を取り扱う事務の目的以外の目的のために、その保有する特定個人情報を自ら利用してはならないこととしました。
- 3 実施機関は、情報提供等の記録を取り扱う事務の目的以外の目的のために、その保有する情報提供等の記録を自ら利用してはならないこととしました。(以上第7条の2関係)
- 4 未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人は、本人に代わって、実施機関に対し、当該実施機関が保有する保有特定個人情報の開示の請求をすることができることとしました。(第13条関係)
- 5 情報提供等の記録について、他の実施機関に対し移送することができる開示請求に係る保有個人情報から除外することとしました。(第22条関係)
- 6 実施機関は、訂正決定に基づく情報提供等の記録の訂正の実施をした場合において、必要があると認めるときは、総務大臣及び番号利用法に規定する情報照会者又は情報提供者に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする事としました。(第34条関係)
- 7 何人も、条例の規定により開示を受けた自己の保有特定個人情報が、番号利用法の規定に違反して収集されたものである場合等については、当該保有特定個人情報の利用停止を請求することができることとしました。(第35条関係)
- 8 法令等の規定により条例に規定する方法と同一の方法で自己の保有個人情報の開示を求めることができる場合においても、保有特定個人情報については、条例の規定により開示を行うことができることとしました。(第44条関係)
- 9 所要の規定の整備をすることとしました。
- 10 この条例は、一部を除き、平成27年10月5日から施行することとしました。

◇栃木県県税条例等の一部改正(栃木県条例第36号)

地方税法等の一部改正に伴い、次のとおり改正することとしました。

1 法人事業税関係

- (1) 資本金の額又は出資金の額(以下「資本金」という。)1億円超の普通法人の税率を次のとおり見直すこととしました。(栃木県県税条例第56条関係)

ア イ以外の法人

付加価値割	100分の0.96（現行100分の0.72）	
資本割	100分の0.4（現行100分の0.3）	
所得割	所得のうち年400万円以下の金額	100分の2.5（現行100分の3.1）
	所得のうち年400万円を超え年800万円以下の金額	100分の3.7（現行100分の4.6）
	所得のうち年800万円を超える金額	100分の4.8（現行100分の6）

イ 他の2以上の都道府県においても事務所又は事業所を設けて事業を行う法人

付加価値割	100分の0.96（現行100分の0.72）
資本割	100分の0.4（現行100分の0.3）
所得割	100分の4.8（現行100分の6）

(2) 資本金1億円超の普通法人の法人事業税の特例措置について、所得割の税率を次のとおり引き下げることとしました。（栃木県県税条例附則第24条の2関係）

ア イ以外の法人

所得のうち年400万円以下の金額	100分の0.9（現行100分の1.6）
所得のうち年400万円を超え年800万円以下の金額	100分の1.4（現行100分の2.3）
所得のうち年800万円を超える金額	100分の1.9（現行100分の3.1）

イ 他の2以上の都道府県においても事務所又は事業所を設けて事業を行う法人

所得金額	100分の1.9（現行100分の3.1）
------	----------------------

2 地方消費税関係

特定課税仕入れを行った事業者に対して譲渡割を課することとしました。（栃木県県税条例第68条及び栃木県県税条例の一部を改正する条例附則第3項関係）

3 県たばこ税関係

(1) 旧3級品の紙巻たばこに係る税率の特例措置を廃止することとしました。ただし、次に掲げる期間における旧3級品の紙巻たばこに係る税率は、それぞれ次に定める税率とすることとしました。（栃木県県税条例附則第27条及び改正条例附則第5条関係）

ア 平成28年4月1日から平成29年3月31日まで 1,000本につき481円

イ 平成29年4月1日から平成30年3月31日まで 1,000本につき551円

ウ 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで 1,000本につき656円

(2) 税率の引上げ日前に売渡し等が行われた旧3級品の紙巻たばこを同日に販売のため所持する一定の卸売販売業者等及び小売販売業者に対して、手持品課税を行うこととしました。（改正条例附則第5条関係）

4 所要の規定の整備をすることとしました。

5 施行期日等

(1) この条例は、一部を除き、平成28年4月1日から施行することとしました。

(2) 所要の経過措置を規定することとしました。

◇養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正（栃木県条例第37号）

1 養護老人ホームの設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、指定特定施設入居者生活介護の事業を行う養護老人ホームにおける職員の配置の基準等について、所要の規定の整備をすることとしました。（第13条及び第23条関係）

2 この条例は、公布の日から施行することとしました。

◇児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正（栃木県条例第38号）

1 児童福祉施設最低基準の一部を改正する省令の一部改正に伴い、乳児4人以上を入所させる保育所に係る保育士の数の算定について、当該保育所に勤務する保健師又は看護師に加え、准看護師についても、1人に限って、保育士とみなすことができることとしました。（附則第5条関係）

2 この条例は、公布の日から施行することとしました。

◇食品衛生法施行条例の一部改正（栃木県条例第39号）

1 食品表示法等の施行に伴い、所要の規定の整備をすることとしました。（別表第1関係）

2 この条例は、公布の日から施行することとしました。

◇栃木県建築基準条例の一部改正（栃木県条例第40号）

建築基準法等の一部改正に伴い、次のとおり改正することとしました。

1 一定の特殊建築物について、耐火構造等によることに代わる防火措置等の基準を定めることとしました。（第9条、第13条、第19条、第20条、第24条、第26条、第29条、第30条及び第32条関係）

2 既存建築物について、特定行政庁が、交通上、安全上、防火上、避難上、衛生上及び市街地の環境の保全上支障がないと認める場合における敷地外への移転についての制限を緩和することとしました。（第44条関係）

3 施行期日等

(1) この条例は、公布の日から施行することとしました。

(2) 所要の経過措置を規定することとしました。

条 例

栃木県薬物の濫用の防止に関する条例をここに公布する。

平成二十七年六月三十日

栃木県知事 福 田 富 一

栃木県条例第三十一号

栃木県薬物の濫用の防止に関する条例

(目的)

第一条 この条例は、薬物の濫用の防止に関し、県、県民及び事業者の責務を明らかにし、薬物の濫用の防止に関する県の施策の基本となる事項を定めるとともに、必要な規制を行うこと等により、薬物の濫用による保健衛生上の危害の発生及び拡大を防止し、もって県民が安心して暮らすことのできる社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において「薬物」とは、次に掲げる物をいう。

- 一 大麻取締法（昭和二十三年法律第二百二十四号）第一条に規定する大麻
- 二 覚せい剤取締法（昭和二十六年法律第二百五十二号）第二条第一項に規定する覚せい剤及び同条第五項に規定する覚せい剤原料
- 三 麻薬及び向精神薬取締法（昭和二十八年法律第十四号）第二条第一号に規定する麻薬、同条第四号に規定する麻薬原料植物及び同条第六号に規定する向精神薬
- 四 あへん法（昭和二十九年法律第七十一号）第三条第一号に規定するけし、同条第二号に規定するあへん及び同条第三号に規定するけしから
- 五 毒物及び劇物取締法施行令（昭和三十年政令第二百六十一号）第三十二条の二に規定する物

六 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号。以下「医薬品医療機器等法」という。）第二条第十五項に規定する指定薬物

七 前各号に掲げるもののほか、中枢神経系の興奮若しくは抑制又は幻覚の作用（当該作用の維持又は強化の作用を含む。）を有する蓋然性が高く、かつ、人の身体に使用された場合に保健衛生上の危害が発生するおそれがある物

（県の責務）

第三条 県は、薬物の濫用の防止に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 県は、薬物の濫用の防止に関する施策を策定し、及び実施するに当たっては、国、他の都道府県、市町村、薬物の濫用の防止を目的とする団体等と緊密な連携を図るものとする。

（県民の責務）

第四条 県民は、薬物の濫用の危険性に関する知識と理解を深め、薬物の濫用を防止するよう努めなければならない。

2 県民は、県が実施する薬物の濫用の防止に関する施策に協力するよう努めなければならない。

（事業者の責務）

第五条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、薬物の濫用の防止に努めるとともに、県が実施する薬物の濫用の防止に関する施策に協力するよう努めなければならない。

2 事業者は、その事業活動を行うに当たり、薬物の濫用に関し法令に違反する行為があったことを知ったときは、当該違反行為に係る情報を県に提供するよう努めなければならない。

（基本計画）

第六条 知事は、薬物の濫用の防止に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、薬物の濫用の防止に関する基本的な計画（以下「基本計画」という。）を定めるものとする。

2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 薬物の濫用の防止に関する基本的方向

二 薬物の濫用の防止に関する施策に関する事項

三 前二号に掲げるもののほか、薬物の濫用の防止に関し必要な事項

3 知事は、基本計画を定めようとするときは、あらかじめ、栃木県地方薬事審議会に意見を聴かなければならない。

4 知事は、基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 前二項の規定は、基本計画の変更について準用する。

（推進体制の整備）

第七条 県は、薬物の濫用の防止に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、必要な体制の整備に努めるものとする。

2 知事及び公安委員会は、相互に連携し、及び協力して、薬物の濫用の防止に関する調査、

指導その他の措置を講ずるものとする。

(調査研究の実施等)

第八条 県は、薬物の濫用の防止に関する施策を最新の科学的知見に基づき適切に実施するため、薬物に関する調査研究を行うとともに、薬物の試験及び検査に関する研究開発を推進するものとする。

(情報の収集等)

第九条 県は、薬物の濫用の防止に関する施策を効果的かつ適正に実施するため、薬物の濫用の防止に関する情報の収集、整理、分析及び提供に努めるものとする。

(教育及び学習の推進)

第十条 県は、青少年をはじめとする県民が薬物の濫用の危険性に関する正しい知識に基づき行動することができるよう、教育及び学習の推進に努めるものとする。

(相談体制の充実等)

第十一条 県は、薬物を濫用し、又は濫用していた者及びその家族等からの相談に適切に応じられるよう、相談体制の充実その他の必要な施策を講ずるものとする。

(依存症治療の充実等)

第十二条 県は、薬物依存症にかかった者の回復及び円滑な社会復帰に資するよう、専門的な治療の充実その他の必要な施策を講ずるものとする。

(知事指定薬物の指定)

第十三条 知事は、第二条第七号に掲げる薬物のうち、県の区域内において現に濫用され、又は濫用されるおそれがあると認めるものを知事指定薬物として指定することができる。

2 知事は、前項の規定による指定をしようとするときは、あらかじめ、栃木県薬物指定審査会の意見を聴くものとする。ただし、緊急を要する場合で、あらかじめ、栃木県薬物指定審査会の意見を聴くいとまがないときは、この限りでない。

3 前項ただし書に規定する場合において、知事は、速やかに、その指定した内容について栃木県薬物指定審査会に報告しなければならない。

4 第一項の規定による指定は、知事指定薬物の名称、指定の理由その他必要な事項を告示してしなければならない。

(知事指定薬物の指定の失効)

第十四条 知事指定薬物が第二条第一号から第六号までに掲げるいずれかの薬物に該当するに至ったときは、当該知事指定薬物の指定は、その効力を失う。

2 知事は、前項の規定により知事指定薬物の指定がその効力を失ったときは、当該知事指定薬物の名称、指定の失効の理由その他必要な事項を告示するものとする。

3 第二十三条から第二十七条までの規定は、第一項の規定により知事指定薬物の指定がその効力を失う前にした行為についても、適用する。

(製造等の禁止)

第十五条 何人も、次に掲げる行為をしてはならない。ただし、第一号から第四号までに掲げ

る行為については、正当な理由がある場合として規則で定める場合は、この限りでない。

- 一 知事指定薬物を製造し、又は栽培すること。
- 二 知事指定薬物を販売し、授与し、又は販売若しくは授与の目的で所持すること。
- 三 知事指定薬物を販売又は授与の目的で広告すること。
- 四 知事指定薬物を所持し、購入し、譲り受け、又は使用すること（第二号に該当する場合を除く。）。
- 五 多数の者が集まって知事指定薬物をみだりに使用することを知つて、そのための場所を提供し、又はあつせんすること。

(警告)

第十六条 知事は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、警告を発することができる。

- 一 前条第一号の規定に違反して知事指定薬物を製造し、又は栽培した者
 - 二 前条第二号の規定に違反して知事指定薬物を販売し、授与し、又は販売若しくは授与の目的で所持した者
 - 三 前条第三号の規定に違反して知事指定薬物を販売又は授与の目的で広告した者
 - 四 前条第四号の規定に違反して知事指定薬物を所持し、購入し、譲り受け、又は使用した者
 - 五 前条第五号の規定に違反して場所を提供し、又はあつせんした者
- 2 知事は、前項各号（第四号を除く。）のいずれかに該当する者が法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者であるときは、その法人又は人に対しても、警告を発することができる。
- 3 前二項の警告は、書面を交付して行うものとする。

(製造等の中止命令等)

第十七条 知事は、前条第一項の警告（同項第五号に係るものを除く。以下この条において同じ。）に従わない者に対し、知事指定薬物の製造、栽培、販売、授与、所持、広告、購入、譲受け若しくは使用の中止（以下「知事指定薬物の製造等の中止」という。）を命じ、又は期限を定めて知事指定薬物の回収若しくは廃棄その他必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

2 知事は、次の各号のいずれかに該当するときは、前条第一項第一号から第四号までのいずれかに該当する者に対し、同項の警告を発することなく、知事指定薬物の製造等の中止を命じ、又は期限を定めて知事指定薬物の回収若しくは廃棄その他必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

- 一 薬物の濫用による保健衛生上の危害の発生及び拡大を防止するため緊急を要する場合において、前条第一項の警告を発するいとまがないとき。
- 二 前条第一項第一号から第四号までのいずれかに該当する者が過去に同項の警告を受けたことがあるとき。

(緊急時の勧告)

第十八条 知事は、第二条第七号に掲げる薬物の濫用により、保健衛生上の危害が発生し、又は拡大するおそれがあると認めるときは、第十三条第一項の規定により当該薬物を知事指定薬物として指定する前に、当該薬物を製造し、栽培し、販売し、授与し、所持し、販売若しくは授与の目的で広告し、購入し、譲り受け、又は使用する者に対し、その行為を中止し、又は当該薬物の回収若しくは廃棄その他必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

2 知事は、前項の規定による勧告を行ったときは、県民に当該勧告に係る薬物に関する情報を提供するものとする。

3 知事は、第一項の規定による勧告を行ったときは、速やかに、その旨を栃木県薬物指定審査会に報告するものとする。

(広域規制製品の届出)

第十九条 医薬品医療機器等法第七十六条の六の二第一項に規定する生産及び流通を広域的に規制する必要があると認める物品(以下「広域規制製品」という。)を所持する者は、当該広域規制製品の名称及び数量その他の規則で定める事項を知事に届け出なければならない。ただし、薬物の濫用による保健衛生上の危害の発生及び拡大の防止に支障を及ぼすおそれがない場合として規則で定める場合は、この限りでない。

2 知事は、薬物の濫用による保健衛生上の危害の発生及び拡大を防止するため、前項の規定により届出を行った者に対し、当該広域規制製品を使用しないよう要請するとともに、必要な助言又は指導を行うものとする。

3 知事は、第一項の規定により届出を行った者の求めに応じ、当該広域規制製品を処分するものとする。

(立入検査等)

第二十条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、第十五条各号に掲げる行為を行い、若しくは行った疑いのある者に対して、必要な報告をさせ、又はその職員に、知事指定薬物若しくはこれに該当する疑いのある物(以下「知事指定薬物等」という。)を業務上取り扱う場所その他必要な場所に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、関係者に質問させ、若しくは知事指定薬物等を、試験のため必要な最少分量に限り、収去させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(栃木県薬物指定審査会)

第二十一条 第十三条第一項の規定による知事指定薬物の指定に関する事項、第十八条第一項の規定による勧告に関する事項その他の第二条第七号に掲げる薬物の危険性に関する事項について調査審議させるため、栃木県薬物指定審査会(以下「審査会」という。)を置く。

- 2 審査会は、委員五人以内で組織する。
- 3 委員は、学識経験を有する者のうちから、知事が任命する。
- 4 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 委員は、再任されることができる。
- 6 委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。
- 7 第二項から前項までに定めるもののほか、審査会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(委任)

第二十二条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(罰則)

第二十三条 第十七条の規定による命令（第十六条第一項第一号又は第二号に係るものに限る。）に違反した者は、二年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第二十四条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十五条第一号又は第二号の規定に違反した者
- 二 第十七条の規定による命令（第十六条第一項第三号又は第四号に係るものに限る。）に違反した者

第二十五条 第十五条第三号又は第四号の規定に違反した者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

第二十六条 第二十条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による立入検査若しくは収去を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者は、二十万円以下の罰金に処する。

(両罰規定)

第二十七条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、第二十三条から前条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第十四条第三項、第十五条から第二十条まで及び第二十三条から第二十七条までの規定は、平成二十七年十月一日から施行する。

(葉務課)

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例をここに公布する。

平成二十七年六月三十日

栃木県知事 福田 富一

栃木県条例第三十二号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(栃木県手数料条例の一部改正)

第一条 栃木県手数料条例(昭和三十二年栃木県条例第一号)の一部を次のように改正する。

別表第一の四百十一の二の項から第四百十一の八の項までの規定中「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に改める。

(栃木県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部改正)

第二条 栃木県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例(平成十一年栃木県条例第三十一号)の一部を次のように改正する。

別表第一の三十の項中「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に、「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則」に改める。

(栃木県県税条例の一部改正)

第三条 栃木県県税条例(平成十七年栃木県条例第五号)の一部を次のように改正する。

第六十一条第二項第一号中「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に改める。

(鳥獣保護区等に設置する標識の寸法を定める条例の一部改正)

第四条 鳥獣保護区等に設置する標識の寸法を定める条例(平成二十四年栃木県条例第五十号)の一部を次のように改正する。

本則中「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に、「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(自然環境課)

住民基本台帳法に基づく本人確認情報の提供及び利用に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十七年六月三十日

栃木県知事 福田 富一

栃木県条例第三十三号

住民基本台帳法に基づく本人確認情報の提供及び利用に関する条例等の一部を改正する

条例

(住民基本台帳法に基づく本人確認情報の提供及び利用に関する条例の一部改正)

第一条 住民基本台帳法に基づく本人確認情報の提供及び利用に関する条例(平成二十年栃木県条例第二号)の一部を次のように改正する。

第一条中「保存期間に係る本人確認情報」を「都道府県知事保存本人確認情報」に、「第三十条の七第三項」を「第三十条の八」に改める。

第二条の見出し中「区域内」を「県の区域内」に改め、同条第一項中「第三十条の七第四項第二号」を「第三十条の十三第一項」に、「区域内の市町村の執行機関」を「県の区域内の市町村の市町村長その他の執行機関」に改め、同条第二項中「第三十条の七第四項第二号」を「第三十条の十三第一項」に改める。

第三条の見出し中「区域内」を「県の区域内」に改め、同条中「第三十条の七第四項」を「第三十条の十三第一項」に、「保存期間に係る本人確認情報の区域内の市町村の執行機関への」を「県の区域内の市町村の市町村長その他の執行機関への都道府県知事保存本人確認情報の」に改め、「(同項第二号に掲げる場合における提供に限る。)」を削り、「保存期間に係る本人確認情報を」を「当該都道府県知事保存本人確認情報を」に改める。

第四条中「第三十条の八第一項第二号」を「第三十条の十五第一項第二号」に改める。

第五条中「保存期間に係る本人確認情報」を「都道府県知事保存本人確認情報」に改める。

(栃木県手数料条例の一部改正)

第二条 栃木県手数料条例(昭和三十一年栃木県条例第一号)の一部を次のように改正する。

別表第一の二十四の四の項を削る。

別表第二中三の二の項を削り、三の三の項を三の二の項とし、三の四の項から三の六の項までを一項ずつ繰り上げる。

(栃木県個人情報保護条例の一部改正)

第三条 栃木県個人情報保護条例(平成十三年栃木県条例第三号)の一部を次のように改正する。

第四十八条第四項中「第三十条の九第一項」を「第三十条の四十第一項」に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成二十七年十月五日から施行する。
- 2 この条例の施行の日前に行われた事務又は試験等に係る栃木県手数料条例に規定する手数料については、なお従前の例による。

(市町村課)

栃木県手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十七年六月三十日

栃木県知事 福田 富一